

各都道府県社会保障・税番号担当部長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官  
総務省自治行政局住民制度課長  
(公印省略)

### マイナンバーカード（個人番号カード）の本人確認書類としての取扱いについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づくマイナンバーカード（個人番号カード）については、「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」（平成27年 8 月28日付け府番第286号・総行住第103号）にて貴職宛て通知したとおり、通知カードとは異なり、基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。以下同じ。）が記載された顔写真付きの公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手続においても本人確認書類として取り扱うことが可能です。

しかしながら、昨今、公的機関や民間も含めた一般的な手続において、マイナンバーカードの本人確認書類としての利用が、実際の本人確認を行う機関や担当者等に十分周知・認識されていないと思われる事例が発生しております。

つきましては、貴職におかれましては、域内の市区町村に対し、下記に留意の上、必要な取組を行うよう周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

- 1 マイナンバーカード（個人番号カード）については、通知カードとは異なり、基本4情報が記載された顔写真付きの公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手続においても、本人確認書類として取り扱うことが可能であり、積極的に対応されたいこと。
- 2 本人確認書類としてマイナンバーカードを取り扱う際に必要がある場合には、マイナンバーカードの表面に記載されている基本4情報及び顔写真についてコピーを取ることが可能であること。ただし、裏面に記載された個人番号については、個人番号を利用することが法律上認められた手続に用いる場合を除き、コピーを取ることができないこと。そのため、一般的な本人確認手続にマイナンバーカードを利用する場合には、付属するカードケースに入れたままで利用することが想定されること。
- 3 1及び2について、地方公共団体所管の本人確認が必要な手続において遺漏のないよう、関係機関や窓口職員への周知を徹底するとともに、手続における必要書類等を示した住民向けのパンフレットやホームページ等の改訂等を行っていただくこと。
- 4 地方公共団体所管の関係団体等においても、1及び2についてご理解をいただき、3に準じた措置が講じられるよう、改めて、マイナンバーカードの本人確認書類としての利用について、周知・広報、指導・助言その他必要な措置を積極的に講じていただくこと。

以上